

十六 ㊦ 医療費助成制度

1. 制度の概要

下記「2. 給付対象者」に対して、医療費を助成することにより、その医療の確立と普及を図り、併せて患者の医療費等の負担を軽減する。

交付証	疾 病 群	負担者番号	医療券等の色
㊦医療券	難病医療（一般）	51136026	みず色
	難病（重症・住民税非課税）	51136018	もも色
	特殊医療 （先天性血液凝固因子欠乏症等）	51137016	もも色
	特殊医療（人工透析）	82138009	クリーム色
	小児慢性疾患（国制度）	52136017	みどり色
	小児慢性疾患（都制度）	82131004	クリーム色
	小児精神病	82134008	クリーム色
	被爆者の子に対する医療	82134008	みどり色
	大気汚染関連疾病	82137001	みどり色
	B型・C型ウイルス肝炎（課税）	85136042	ライトグレー
	B型・C型ウイルス肝炎（非課税）	85136018	はだ色
	妊娠中毒症等	87136008	クリーム色
患者票※	結核一般医療（法別番号10）	93137008	白地
	精神通院医療（法別番号21）	93133007	白地

※ 結核一般医療での「負担者番号93137008」は、社会保険の加入者（被扶養者含む。以下同じ）の住民税非課税者に、精神通院医療での「負担番号93133007」は社会保険加入者及び老人保健の加入者の住民税非課税者に振り出す。

2. 給付対象者

別表1（146頁～149頁参照）の対象者に該当し、上記に掲げる㊦医療券及び患者票の交付を受けている者

3. 給付内容

(1) 医療保険

- ① 認定された疾病にかかる医療費について、医療保険各法を適用し、その患者負担額を対象者に助成する。
- ② 法別番号「51」及び「52」では、入院時の食事療養費標準負担額を含めて助成する。
- ③ 法別番号「93137008」は結核一般医療の、「93133007」は精神通院医療の公費負担医療費の患者負担5%部分について助成する。（公営国保の加入者の住民税非課税者で区市町村から医療給付金受給者証（157頁参照）（結核一般医療「93131001」、精神通院医療「93132009」）の交付を受けた者には、結核・精神医療給付金（医療費の5%）が公営国保から給付される。）
- ④ 小児精神病「負担者番号82134008」、妊娠中毒症等「負担者番号87136008」、B型又はC型ウイルス肝炎「負担者番号85136042（課税）」「負担者番号85136018（非課税）」は、当該疾病に係る入院医療費のみを対象に助成する。

(2) 介護保険

4. 患者一部負担額

難病医療及び特殊医療（先天性血液凝固因子欠乏症等）「法別番号51」では、認定された疾病に係る介護保険適用の訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービスにおける利用者負担額を対象に助成する。

㊦医療費助成における患者一部負担額（窓口での徴収の限度額）は、下記のとおりである。

疾 病 群	負担者番号	患者一部負担額
難病医療（一般）	51136026	※1 別表2「一部負担額の限度額表（月額）」のとおり(150頁参照)
難病医療（重症・住民税非課税） 特殊医療 （先天性血液凝固因子欠乏症等） 小児慢性疾患（国制度）	51136018 51137016 52136017	患者負担なし
特殊医療（人工透析） 小児慢性疾患（都制度） 小児精神病 被爆者の子に対する医療 大気汚染関連疾病 B型C型ウイルス肝炎（非課税） 妊娠中毒症等	82138009 82131004 82134008 82134008 82137001 85136018 87136008	入院時の食事療養費標準負担額のみ患者負担
B型C型ウイルス肝炎（課税）	85136042	※2
結核一般医療（法別番号10） 精神通院医療（法別番号21）	93137008 93133007	患者負担なし

※1 難病医療（一般）（負担者番号51136026）の患者一部負担額

平成15年10月制度改正

患者の主たる生計中心者の所得状況等により患者一部負担額が異なる。㊦医療券（患者負担あり）に記載されている金額が一医療機関ごとの月額自己負担限度額となる（151頁参照）。

① 入院の場合の一部負担限度額

同一の医療機関又は同一の指定介護療養型医療施設ごとに、1か月につき（入院時の食事療養費標準負担額を含めて）別表2「一部負担額の限度額表（月額）」入院の項（150頁参照）に定める額を限度とする。

② 外来の場合の一部負担限度額

同一の医療機関ごとに、1か月につき別表2「一部負担額の限度額表（月額）」外来の項（150頁参照）に定める額を限度とする。

ただし、医療保険各法又は老人保健法の規定による薬局での保険調剤、指定訪問看護又は指定老人訪問看護並びに介護保険法の規定による訪問看護については、一部負担は生じないものとする。

※2 B型又はC型ウイルス肝炎（課税）（負担者番号85136042）の患者の一部負担額

同一の医療機関ごとに1か月につき40,200円を限度とする額及び入院時食事療養費標準負担額

5. 他医療費助成等との関係

⑩医療券(151頁～154頁参照)とその他との2種類以上の医療費助成等の併用がある場合、⑩医療費助成等との関係における優先順位は下記のとおり取り扱う。

[基本ルール]

① 国制度(法律) > ⑩ > (⑪ > ⑫ > ⑬)

[個別パターン]

① (⑭老人保健)・⑬ > ⑩

② 結核「10」・「93」 > 精神「21」・「93」 > ⑩

(⑩「93」については、結核「10」又は精神「21」の医療における5%の自己負担分を助成する。)

③ (医療保険) > (⑮特定疾病療養受療証) > 更生医療「15」・育成医療「16」 > ⑩「51」「52」「82」

6. ⑩医療費助成

⑩医療券による医療費等の助成(結核、精神除く)

(1) 医療機関での取扱

⑩医療券の確認

(2) 請求方法

給付対象者は、医療保険証又は介護保険証とともに⑩医療券を医療機関の窓口へ提示する。

請求事務担当者は、⑩医療券の負担者番号、受給者番号、認定疾病・病名、有効期間等を確認する。

[一般処理]

保険分及び⑩医療費助成分を1枚のレセプト(併用レセプト)で請求する。

[例外処理]

下記に掲げる⑩医療費助成分は、例外処理として、保険分とは別に⑩東京都負担医療費請求書(158頁又は160頁参照)により請求する。

① 社保で妊娠中毒症等「負担者番号87136008」の場合(160頁～161頁参照)

② 他道府県の国保で法別番号「82」「85」「87」の場合(158頁～159頁参照)

③ 更生医療又は育成医療の患者負担額を法別番号「51」「52」「82」で助成する場合(158頁～159頁参照)

なお、①②の保険分は単独レセプトにより、③の保険分と更生医療又は育成医療分は併用レセプトにより支払基金又は国保連合会へ請求する。

(3) 記載上の注意事項

[併用レセプト]

診療報酬請求書等の記載要領等について(平成14.9.27保医発第0927005)による。

① レセプトの負担者番号・受給者番号欄は、⑩医療券等の番号を記入する。

② 難病医療(一般)「負担者番号51136026」では、療養の給付欄の公費の項に外来における「一部負担金額」の項又は入院における「負担金額」の項に⑩医療費助成の患者一部負担額を記入する。(平成15年10月診療分から患者ごとに窓口負担限度額が異なるので注意願いたい。)

③ ⑩医療費助成の対象医療とそれ以外の医療が併せて行われる場合は、療養の給

人工透析等の長期療養

(4) 高額療養費

(5) 提出先

(6) 提出期日

(7) 支払日

付欄の公費の項に㊦医療費助成分の保険点数、次いで療養の給付に応じて一部負担金額、食事療養費の請求額並びに標準負担額を記入する。

※㊦における患者一部負担額がある場合の留意点

医療保険、老人保健及び㊦等適用後の一部負担相当額（「51」の場合は食事療養費標準負担額を含む）が㊦における患者一部負担限度額に達しない場合（㊦分の助成額が発生しない場合）は、レセプトに公費番号を記入しないこと。

④ 「特定疾病療養受療証」の提示を受けた場合は、併用レセプトであっても、必ずレセプトの特記事項欄に㊦表示をする。

⑤ [㊦東京都負担医療費請求書] (158頁参照)
他県の国保等で併用レセプトでは請求できない場合に限る。
詳しくは、159頁参照のこと。

⑥ [㊦東京都負担医療費請求書] (社保用) (妊娠中毒症用) (160頁参照)
社保の方で妊娠中毒症等「負担者番号87136008」を請求する場合に限る。
詳しくは161頁参照のこと。

併用レセプトを使用することにより、高額療養費等に相当する額は、保険分と併せて支払われる。なお、上記(3)⑥の場合は社保単独レセプトでも併せて支払う。

- ① 国保併用レセプト
社保分の妊娠中毒症等の㊦東京都負担医療費請求書
⇒ 東京都国民健康保険団体連合会
- ② 社保併用レセプト ⇒ 東京都社会保険診療報酬支払基金
- ③ その他例外処理での㊦東京都負担医療費請求書
⇒ 東京都健康局医療サービス部医療サービス課
郵便番号 163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話番号 03(5320)4454

診療月の翌月10日まで

国保連合会及び社保支払基金取扱分 診療月の翌々月25日頃

東京都健康局取扱分 診療月の翌々月10日頃

医療費の請求・支払流れ図

